

陳 情 文 書 表

|                   |  |
|-------------------|--|
| 受 理 番 号           | 陳 情 第 5 9 号  |
| 件 名               | 第 1 回 議 会 報 告 会 ( 5 月 11 日 ) に お け る 無 償 貸 し 付 け 土 地 の 見 直 し 政 策 に つ い て   |
| 要 旨               | <p>新潟市北区にも私立保育園に対して 3,000 万円評価の土地 270 坪の市有財産が 30 年間にわたって無償貸し付けされている。それらの特定受益者に相応の負担を求めるべき議会の政策提言は行政の公平性原則及び効率性からも賛同できる。</p> <p>旧豊栄市長小川竹二氏は旧豊栄市助役桑野誠司郎氏の妻が経営している社会福祉法人とよさか瑞穂会つくし保育園施設敷地 630 坪と、葛塚中学校跡地の同面積土地金 6,600 万円を等価交換し、さらに、別途 270 坪を 30 年間無償で貸し付ける覚書を平成 17 年 3 月 1 日に締結（決裁のない不当事務）、その無効な覚書を根拠に土地の交換、無償貸し付けを行政執行して現在に至っている。</p> <p>新潟市との合併直前に交わした相手先法人の理事桑野嘉子氏は、その締結からわずか 28 日後の平成 17 年 3 月 29 日に退任し、夫である桑野誠司郎氏に変更、就任登記が完了されている。覚書取り交わしから 1 カ月に満たずに旧豊栄市助役の身分で契約先法人理事に変更登記されていることは、政策検討から契約事務に至る行政事務行為が、時系列的に執行権者小川竹二市長と執行事務代表者桑野誠司郎助役の癒着が明白である。</p> <p>両者が地方公共団体の政策と事務の執行権者であることから、その違法性はレスポンシビリティの範疇にとまらず、決裁のない契約行為は地方自治法第 238 条の 3（職員の行為の制限）（要約）「公有財産に関する事務に従事する職員は、その財産を譲り受け交換することができず、その違反行為は無効とされている」からも違法な行政執行として無効である。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p> |
| 付 託<br>年月日<br>委員会 | 平成 24 年 6 月 18 日<br>市民厚生常任委員会  |
| 受 理               | 平成 24 年 6 月 13 日 第 1 3 6 号   |

陳情第59号

同法律の趣旨に基づく実効性は、633 坪の土地等価交換、270 坪の土地 30 年間無償貸し付けの両執行行為を無効としているものであるから、議会としての事実調査を行い、その事実の結果を受けた相応の意見表明（議会の監視）を求める。

なお、上記違法な執行事務の事実証明は次記交付資料のとおり。

情報公開決定通知書「新北健第 2078 号の 2」平成 19 年 7 月 11 日

新潟市監査請求（通知）「新監査第 366 号」平成 19 年 10 月 30 日  
ほか